

広島県国民保護計画

~ 武力攻撃事態やテロ等に備え
県民の安全を願って ~

広島県

国民保護法に基づき、「広島県国民保護計画」を作成しました。

■ 国民保護法とは

国民保護法は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」で、万一日本が外部から武力攻撃を受けた場合や、大規模テロ等が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、平成16年6月に成立しました。

広島県国民保護計画が対象とする事態

国が定めた「国民の保護に関する基本指針」において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態（大規模テロ等）を対象としています。

武力攻撃事態

次の4類型を対象としています。



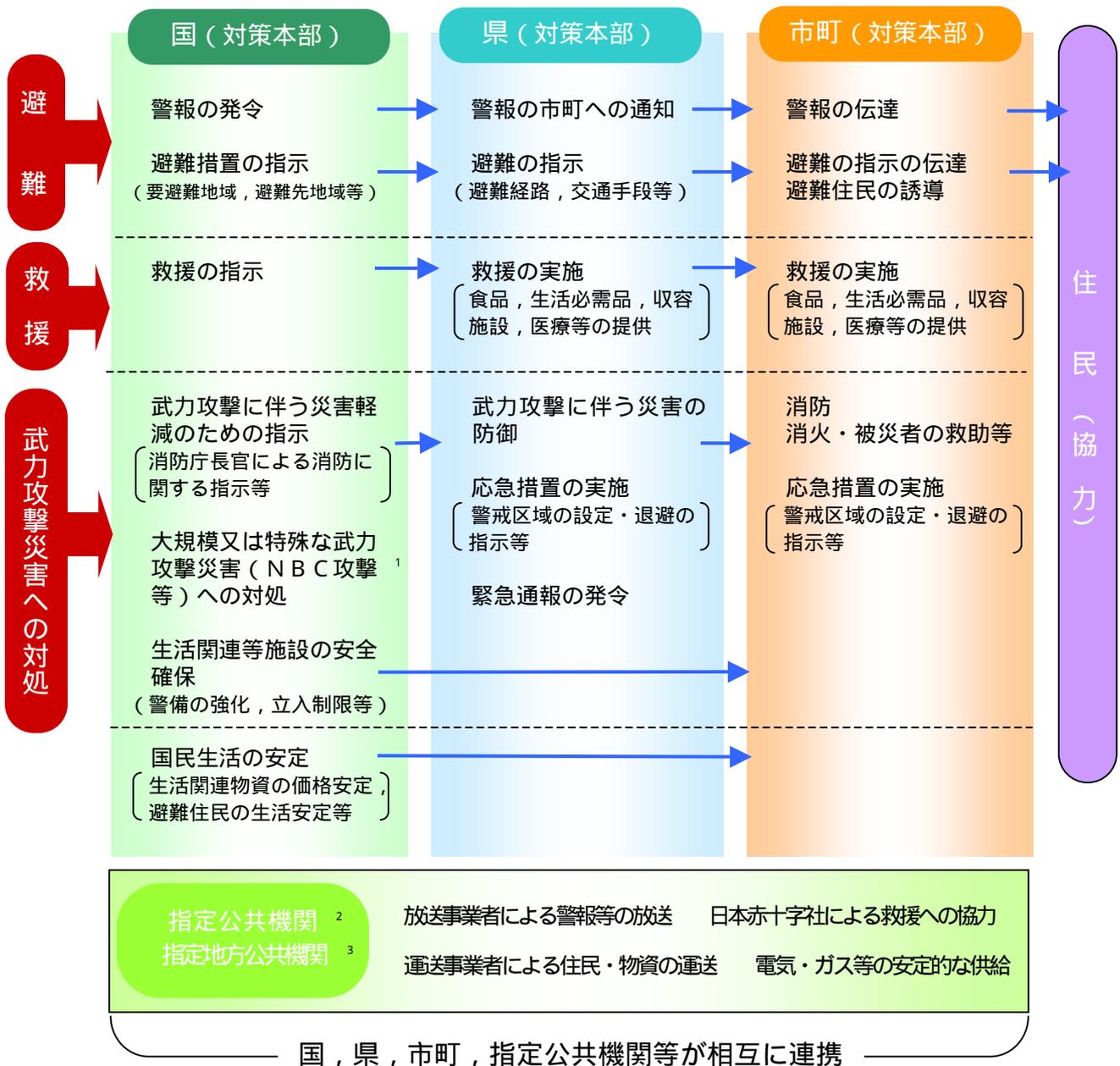
緊急対処事態（大規模テロ等）

石油コンビナートや列車の爆破，サリン等の有害物質の大量散布，航空機による自爆テロなどを対象としています。



■ 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

国民保護法では、国や県、市町等の責務や役割分担、住民の避難や救援、武力攻撃や大規模テロ等に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な対応等について定められています。



1) N B C 攻撃：「Nuclear」(核)・「Biological」(生物)・「Chemical」(化学)兵器を用いた攻撃。

2) 指定公共機関：国が指定した独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，運送，通信その他の公益的事業を営む法人。

3) 指定地方公共機関：県が指定した，県内でガス，輸送，医療その他の公益的事業を営む法人，地方道路公社その他の公益的施設を管理する法人。

■ 広島県国民保護計画とは

万一、武力攻撃や大規模テロ等が発生したときに、皆様の生命・身体・財産を守るための計画が「広島県国民保護計画」です。

広島県国民保護計画は、国が発する警報の通知、避難の指示、救援の実施等、県の対応について定めています。

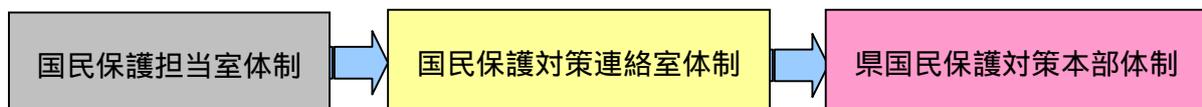
■ 広島県国民保護計画のポイント

広島県の地理的、社会的特徴に沿って計画を記述しています。

特 徴	計画の内容
大都市がある。	大都市における住民の避難として、知事は、避難準備が整っている場合を除き、まず近くの屋内施設に避難するよう指示し、その後事態の推移に応じ、国の指示によって対応します。
島が多い。	離島における住民の避難として、知事は、避難すべき住民の数、想定される避難方法等を把握し、運送事業者や市町と連携しながら、島内各地域の避難時期、避難方法を定めます。
山間部は冬季積雪がある。	積雪時においては、避難経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要することや、避難住民の健康管理に十分配慮しながら、住民の避難を行います。
自衛隊施設や米軍施設がある。	防衛活動の拠点となるため、平素から国や市町と密接な連携を図り、武力攻撃事態等においては、国が行う調整に基づき、周辺地域の住民の避難を行います。

万一、武力攻撃事態等が発生した場合、もしくは発生するおそれがある場合は、事態の推移に応じて、次のような体制を整え、情報の収集や必要な対策に当たります。

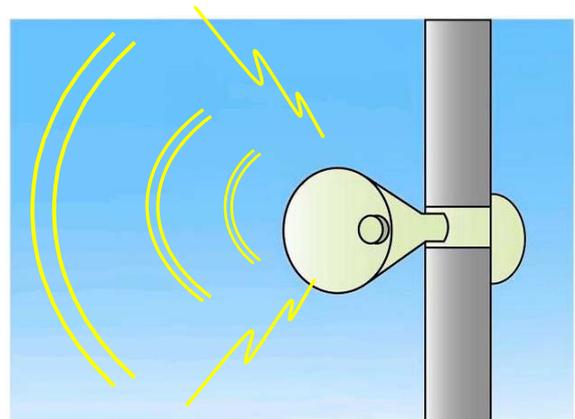
また、県国民保護対策本部を設置した場合は、皆様からの安否情報の照会にお答えする体制を整えて対応に当たります。



■ 警報が発令されたら

皆様の安全を守るため、武力攻撃や大規模テロ等が迫ったり発生した地域には、市町から防災行政無線のサイレン等を使用して皆様に注意を呼びかけることとしています。そして、テレビ、ラジオ等の放送や広報車両等を通じて、どのようなことが、どこで発生したか、あるいは発生するおそれがあるのか、皆様にどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお伝えします。

また、避難が必要な地域には、同様の方法で避難を呼びかけます。



※サイレン音については、国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) にてサンプル音をお聴きいただけます。

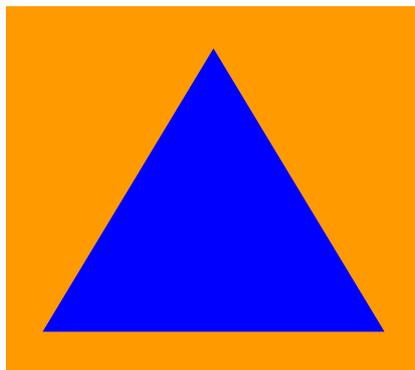


■ 避難の指示が出されたら

避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所施設への避難、市町や県の区域を越えた遠方への避難等が考えられます。皆様の安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されます。

避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。





このマークは、ジュネーブ諸条約追加議定書 に規定されている国際的な「特殊標章」で、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。デザインは、オレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。



【お問い合わせ先】

広島県県民生活部危機管理局危機管理室

電話：082-513-2784 FAX：082-227-2122

メールアドレス：kenkikikanri@pref.hiroshima.jp

広島県ホームページ：http://www.pref.hiroshima.jp/